

福祉用具 Q&A

(福祉用具等)

1	質問 (Q)	可児市ではどのような商品が特定福祉用具購入もしくは福祉用具貸与の対象になるか。
	回答 (A)	可児市での介護保険福祉用具購入及び貸与の判断は、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準としている。テクノエイド協会でその品目が貸与や購入の対象となっていれば、可児市において介護給付の対象となる。
2	質問 (Q)	手すりを介護給付としてレンタルした後、ステップ台の部分を自費もしくは福祉用具販売業者のサービスにより取り付けられた場合、手すり部分のみを保険給付として請求してもよいか。
	回答 (A)	請求できない。「平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知の別添第一の3の③」により、本市では、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、手すり部分のみの請求であったとしても保険給付対象外とする。
3	質問 (Q)	可児市に住民票があり、市外の家族宅と自宅を行き来している方について、両方の居住地での福祉用具貸与を介護給付として算定してもよいか。
	回答 (A)	福祉用具貸与は、居宅における日常生活上の課題を解決すべき手段として、選定されるものであるため、生活の本拠たる居宅以外では算定できない。例えば、住民票は可児市にありつつ、市外の家族宅で生活している場合は、家族宅での福祉用具貸与は認められる。
4	質問 (Q)	同一品目の福祉用具を複数レンタルしたいが可能か。
	回答 (A)	可児市では、同一品目の複数貸与については原則認めておりませんが、利用者の状況等を判断したうえで認めておりますので、「同一品目複数貸与届出書」を介護保険課に提出してください。家族が手伝うことが可能である場合や、複数あったほうが便利だからといった理由では認めておりません。
5	質問 (Q)	短期入所中の福祉用具貸与は認められるか。
	回答 (A)	認められる。しかし、これは短期入所施設利用中の短い期間で、福祉用具を一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから認められているものだと考えます。そのため、予め1ヶ月間の短期入所利用計画を立てて、福祉用具の在宅利用がなかった場合などは算定が認められません。
6	質問 (Q)	現在、特殊寝台を自費でレンタルもしくは、購入したものがあるが、特殊寝台附属品のみ介護給付としてレンタルすることは可能か。
	回答 (A)	可能である。なお、被保険者が軽度者(要支援1・2、要介護1)の場合は、福祉用具貸与同意願の提出が必要となります。

福祉用具 Q&A

7	質問 (Q)	現在自宅で利用している福祉用具を短期入所施設に持ち込んでもよいか。
	回答 (A)	原則認められない。短期入所施設内で使用する福祉用具は、短期入所サービスの報酬に包括しているものと考えられるため、短期入所施設が用意すべきものであると考えられる。ただし、施設で用意している一般的な福祉用具では生活に支障がある等の特別な理由があるときは、認められる場合があるため事前に介護保険課までご相談ください。
8	質問 (Q)	福祉用具費の支給限基準額は、同一年度において10万円であるが、年度が変われば再び10万円の範囲内で、以前に購入した同じ用途の用具を購入することができるか。
	回答 (A)	破損や介護の必要性が著しく高くなった等の特別な事情がある場合については購入を認める。別の居住場所用に使い分けをしたいなどの理由では認められない。